

第296回郵政民営化委員会後 委員長記者会見録

日時：令和8年3月31日（木）11時35分～11時47分

方法：Web会議

○司会 ただいまから、郵政民営化委員会、山内委員長によります記者会見を行います。

本日もオンライン形式の会見とさせていただきます。恐縮でございますけれども、マイクのほうは基本的にミュートにさせていただき、御発言の際のみミュートを解除していただければと思います。御協力をよろしくお願いいたします。

冒頭、山内委員長から御発言をいただき、その後、質疑応答とさせていただきます。

それでは、委員長、よろしくお願いいたします。

○山内委員長 郵政民営化委員会委員長の山内でございます。よろしくお願いいたします。

本日の郵政民営化委員会の概要について、御説明を申し上げたいと思います。

なお、資料は、お配りしているものとおりでございます。

今日の議題ですけれども、1つ目は、山口県周南市、それから、柳井市の視察に行って、その視察の内容を事務局から報告を受けたというものが1つ目であります。

2つ目は、総務省から、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案についてヒアリングを行ったというところであります。

議事の内容については、配付資料を御確認いただければよろしいかと思います。

まず、1つ目の議題ですけれども、周南市と柳井市です。周南市は徳山郵便局に行きました。その徳山郵便局で地方の郵便局における配達業務の現場を視察したというものがございます。

周南市ですけれども、周南市は、中山間地域にある高瀬郵便局でオンライン診療を実装したわけで、実際に始めた第1号という郵便局であります。そこでオンライン診療、それから、服薬指導のほうでもやっていただきまして、それを視察し、医師の方や、あるいは郵便局の方々と意見交換をしたということでもあります。

それから、柳井市でありますけれども、これは柳井市に離島として平郡島というのがあるのです。この平郡郵便局がここにございます。ここではオンライン服薬指導についてデモを拝見いたしまして、郵便局への集客効果とか、あるいは診療・服薬関係ですので、意思疎通をするということがどうやったらいいかという、こういった工夫があること。それから、利用者が受診する市の平郡診療所というものがございまして、これとの連携の説明を薬剤師の方と意見交換をしたというものがございます。

加えて、これらの郵便局に業務を委託する両市は、市が委託するわけですけれども、それから、郵便局を活用したオンライン診療・服薬指導の経緯、状況及び課題等について意見交換をいたしましたといったところであります。

この視察あるいは意見交換を通じて、こういった過疎地における地域の重要な生活イン

フラとしての郵便局の意義、郵便局の拠点、人員、振込の機能とか、薬をお届けする、集約機能を生かした地域医療への貢献。こういったところにかなりポテンシャルがあるということを我々は改めて認識したところであります。今回の結果を今後の委員会での調査審議に生かしていくということを考えております。

以上、1つ目の議題ですけれども、2つ目の議題は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案であります。

これについては、質疑ですけれども、幾つかあったうち、非常に重要なもので、特に、一般の利用者の方からもこういった疑問が上がるのではないかと思いますけれども、委員の方から御質問があったのは、定形郵便の料金の上限額について、基本的には自由に金額が決められるということになるわけです。この自由というものは、意味があれですけれども、後で説明します。それで、民営化する上で必要なことだとは考えるけれども、事業者側からすれば、値上げが進むことで一般的に利用がしづらくなるということが想定されるわけです。これは国民側から見て理解しやすいような方法を考えているのであれば、それを御教示いただきたいということをございました。

これは総務省の側からお答えいただきましたけれども、今回の改正によって日本郵便が自由に料金を決められるというわけではない。これはあくまでも総務大臣の認可にかかるということになっているわけでありまして、これは一般の公共料金もそうです。特に鉄道の料金算定基準というものがございまして、今、これはいろいろな公共料金があるのですけれども、今、申し上げたような所轄官庁の大臣認可になっているので、非常に典型的なものは鉄道です。この鉄道の料金算定基準も参考にして、郵便料金の上限額に関する算定基準を、これは有識者会議を開いて、検討会で算定しました内容を具体化したということで、認可制ですけれども、さらに、その算定基準について、そういったところで公の議論をしたということでありまして、それで、この算定基準について、取りまとめが終わった際には公表を行って、これで認可に臨むことと想定している。こういうお答えがあったところであります。

以上が議題2でありますけれども、次回の委員会の開催については未定ということでありまして。

私からの説明は以上であります。

○司会 委員長、ありがとうございました。

それでは、質問をお受けいたします。

御質問のある方は挙手ボタンでお知らせいただければと思います。

では、通信文化新報さん、よろしく申し上げます。

○記者 通信文化新報の永見です。聞こえますでしょうか。

○山内委員長 大丈夫です。

○記者 郵便法の改正のことなのですけれども、昨日、事業計画の認可がありまして、令和8年度の中身を見たのですけれども、日本郵便の純利益が876億円のマイナスというこ

とになっていまして、今回値上げがうまく機能しない年だと思うのですが、今、審議中で、1年できないという状態で、ただ、委員長は算定基準研究会の座長でもあられて、この分野にお詳しいということをお聞きしているのですけれども、値上げによって日本郵便の利益が改善するという範囲を超えているような気もするのですけれども、来年度以降の需要予測というものも研究会でされているということなのですから、それも含めて、今回の改正について、委員長のお考えをお聞きできますでしょうか。

○山内委員長 私も企業の計画について漏れ聞いているところではありますが、かなりの大きな赤字があるということで、さらなる計画が2件あったということだと思います。

まず一つは、今回の法改正があって、この法改正で施行された後に申請があれば料金を上げる。こういう手順になるわけですが、その意味では、日本郵便の立場からすれば、こういった大きな赤字になるようなことについてはなるべく早めに手を打つということが必要なかなとは思っています。

一方で、今の御質問のうちの後半部分です。この大きな赤字をどうするかということについては、客観的に、今、おっしゃるような形で、それがかなり大きくて問題があるのかということについては、これは何とも言えない。もちろん、具体的な内容を見ていないわけなのですが、これから郵便の需要が落ち込んでいくというのはほぼ確実に起こるということの中で、料金を上げて、それを上げていくことだけでそれが解決されるかという、恐らくそうではないのだなと思っておりまして、いろいろな意味での事業の改革とか、効率性のアップとか、こういうこととかをやりながら、改革というものもいろいろありますけれども、組替えとか、そういったことをやりながら、それで解決していく問題なのかなと思っております。

料金そのものだけではなかなか難しいというのも、私もそんなふうには思っておりますけれども、その辺は我々、また民営化委員会でもいろいろ議論しておりますので、そういった中で考えることを、我々の結論を申し添えていくということですから、今の段階ではなかなか難しいから、それについて内容を紹介するのはなかなか難しいところではありますけれども、考え方としては以上でございます。

○記者 すみません。将来予測、需要の予測というものは、何かシミュレーションしたようなものは研究会の中にありますでしょうか。

○山内委員長 研究会として予測したのではなく、日本郵便とか、あるいは総務省が行われているものについて、データといいますか、資料をいただいて、その議論をしたということではあります。

需要予測というものは、脇道にそれますけれども、なかなか難しく、トレンドとして減っていくという面もありますし、それから、それをさらに細かく見ると、利用者・消費者の方々の行動様式の変化とか、そういったことを見ていく。もちろん、巷間言われておりますように、郵便がデジタル手段に代替されるようなということを考えながらやっていくということだと思います。

それで、さきほど言いましたように、我々の検討会は需要予測をするというのが目的ではなくて、総括原価的にどういう料金のつけ方をすべきかということを検討いたしましたので、将来の予測について具体的に何かを検討したということではないです。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、以上で会見を終了させていただきたいと思います。

山内委員長、御出席の皆様、どうもありがとうございました。

○山内委員長 どうもありがとうございました。

以上